

空家等対策推進事業《空き家バンク》

募集要項

～ 買いたい人 ～



【目次】

1. 事業の概要	P. 2
2. 利用者登録申請	P. 2
(1) 対象者	(2) 利用内容	(3) 提出書類
(4) 申請方法	(5) 登録期間・更新	
3. お祝い補助金交付申請	P. 3
(1) 対象者	(2) 提出書類	(3) 申請方法
(4) 申請期限	(5) お祝い補助金の額	(6) 交付予定件数
4. 利用者登録受付期間	P. 4
5. 仲介行為等	P. 4
6. 利用者登録の変更	P. 4
(1) 対象者	(2) 提出書類	
7. 利用者登録の抹消	P. 4
(1) 対象者	(2) 提出書類	
8. 個人情報の取扱い	P. 4
9. 各種申請書類のダウンロードについて	P. 4

※ 別表 手続きの流れ ～空き家を買いたい人（利用登録者）～

【問合せ先・申請受付窓口】

新発田市役所 建築課 空家・住宅対策係

〒957-0053 新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階

<TEL(0254)26-3557> <E-Mail:kenchiku@city.shibata.lg.jp>

1. 事業の概要

市内にある空き家を有効活用し、市内に定住する人の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の物件情報をお探しの方に、空き家バンクに登録された物件の情報を提供します。
この制度を利用し物件を購入した場合、売買契約成立後にお祝い補助金を交付します。

2. 利用者登録申請

新発田市内で空き家をお探しの方で、空き家バンクに登録された物件の情報提供を希望される方は、「空き家バンク利用者登録」が必要^{※1}です。

申請の詳細は次のとおりです。

(1) 対象者

新発田市内で空き家をお探しの方で、空き家バンクに登録された物件の情報提供を希望される方。

(2) 利用内容

利用者登録により、『物件の詳細情報取得』『現地見学^{※2}』『購入』が可能となります。

※見学日の希望を聞いた後、建築課職員の日程を調整してご案内します^{※3}。

※利用者登録と現地見学の日程調整に時間が必要なため、申請当日に見学はできません。

(3) 提出書類：下記の書類が必要となります。

- ① 新発田市空き家バンク利用者登録申請書（第8号様式）
- ② 物件登録希望者の本人確認ができるものの写し（運転免許証等）
- ③ その他市長が必要と認める書類（委任状など）

(4) 申請方法

上記の書類を揃えて、申請受付窓口（建築課 空家・住宅対策係）へ直接提出して下さい。

申請書は受付窓口で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。

申請後、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

(5) 登録期間・更新

利用者登録が決定した日から2年後の年度末（3月31日）までとなります。期間が過ぎた方は利用者登録が抹消されますが、再度申請をすることで、ご利用が可能です。

※1 利用者登録は無料です。（売買契約の際、別途仲介手数料がかかります。また、物件を購入した後に、改修等の費用が必要な場合があります。）

※2 見学を希望される方は、事前に物件の外観及び周辺状況を各自で確認して頂きます。

※3 現地見学の際は、各自の自家用車等で移動となります。

3. お祝い補助金交付申請

利用者登録をした方で、登録物件の売買契約が成立した場合、予算の範囲内で**お祝い補助金**を交付します。補助金の交付を受けるには、申請手続きが必要となります。

手続きの詳細は次のとおりです。

(1) 対象者：空き家バンク利用者登録を行い、売買契約が成立した方

※購入後、住所を移し定住する方のみ対象

(2) 提出書類：下記の書類が必要となります。

① 新発田市空き家バンクお祝い補助金交付申請書（別記第1号様式）

② 申請者の納税証明書

※直近(1月1日時点)の住所地で、市税等の未納・滞納がないことを証明するものが必要。

③ 対象となる住宅の位置図（付近見取図）

④ 売買契約書の写し

⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 申請方法

上記の書類を揃えて、**申請受付窓口（建築課 空家・住宅対策係）へ直接提出して下さい。**

申請書は受付窓口で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。

申請後、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

補助金の交付が確定した後、市から『新発田市空き家バンクお祝い補助金請求書』の様式を郵送します。必要事項を記入のうえ、市へ提出してください。

請求書の提出後、補助金が指定の口座に振り込まれ、手続きが完了となります。

(4) 申請期限：物件の売買契約日から起算して1箇月以内

（上記①～⑤の書類提出期限）

※お祝い補助金の交付申請には期限があります。ご注意ください。

(5) **お祝い補助金**の額：次の区分により、交付されます。

① 市外からの転入者 **10万円**

② 市内在住者 **5万円**

(6) 交付予定件数：予算の範囲内

（先着順となりますので、利用される場合は事前にご相談下さい）

※注意※

・物件購入予定者で、『新発田市住宅取得補助金』の『中古住宅取得補助』の条件に該当する方は『**中古住宅取得補助**』の方を申請して下さい。なお、こちらの補助金は売買契約前の申請が必要となります。詳細は『**住宅取得補助金 募集要項**』をご確認ください。

4. 利用者登録受付期間

利用者登録申請の受付期間は以下のとおりです。

○受付期間：随時

○受付時間：8時30分から17時15分（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

※郵送による受付も行っております。その際には必要書類を揃え、建築課 空家・住宅対策係まで提出をお願いします。

※Eメールによる申請も可能です。必要書類を添付し、建築課の代表メールまで提出をお願いします。

5. 仲介行為等

円滑な取引を行うため、空き家の売買手続き等は、『公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会新発田支部』を通じて行います。

市は、交渉・契約にかかわる仲介行為等は一切行いません。

6. 利用者登録の変更

利用者登録後に、登録事項の**変更**を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

(1) 対象者：利用者登録をされた方で、登録内容の**変更**を希望される方

(2) 提出書類：新発田市空き家バンク利用者登録**変更**申請書（第11号様式）

変更申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

7. 利用者登録の抹消

利用者登録後に、登録事項の**抹消**を行う場合は、次の書類を建築課 空家・住宅対策係へ直接提出してください。

(1) 対象者：利用者登録をされた方で、登録内容の**抹消**を希望される方

(2) 提出書類：新発田市空き家バンク利用者登録**抹消**申請書（第14号様式）

抹消申請があったとき、市は内容を審査し、結果を申請者に通知します。

8. 個人情報の取扱い

空き家バンク利用者登録をされた方は、この事業から知り得た個人情報をみだりに他に漏らしたり、不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしてはなりません。

また、保有する必要がなくなった個人情報は適切に廃棄しなければなりません。

9. 各種申請書類のダウンロードについて

右下のQRコードを読み取って頂くと、『**【空き家バンク】で物件を「買いたい人」について**』というページに移動します。各種申請書類のデータがそちらにもありますので、ダウンロードしてご利用頂きますようお願いいたします。

